

◎平成 29 年分所得税確定申告納付期限 平成 30 年 3 月 15 日 (木)  
(振替納税利用の場合の口座振替日 平成 30 年 4 月 20 日 (金))

◎平成 29 年分消費税確定申告納付期限 平成 30 年 4 月 2 日 (月)  
(振替納税利用の場合の口座振替日 平成 30 年 4 月 25 日 (水))

2018

3月号

vol.51

# NEWS LETTER

早いもので3月になりました。

今年の冬は例年以上に寒さを感じる日が多かったですが、皆様ご体調は崩されていませんか？今年には過去最高のインフルエンザ患者数が記録されたようで、子供から移された方も多かったようです。弊社に勤務して頂いている方のお子様の学校は、学校自体が閉鎖されたようで通常通りの勤務を続けることにも色々とお苦労をされていました。専業主婦世帯が年々減少していますが、まだまだ女性にかかる負担は減りそうにありません。男性は女性に感謝の気持ちを忘れてはいけませんね。

岡村 景明

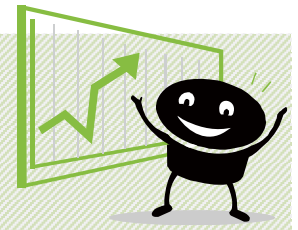
- \* 自社の強みを把握していますか？
- \* 平成30年度の労災保険率は変更、雇用保険料率は据え置き
- \* Message From Staff  
～ぼかぼか陽気のお出かけ計画?!～



# 経営情報

## 自社の強みを把握していますか？

自社の更なる成長や市場での生き残りのために、新事業に取り組む中小企業は少なくありません。そして、新事業展開に成功している中小企業ほど、自社の強みを把握する取組を行っている傾向にあるのだそうです。貴社は自社の強みを把握していらっしゃいますか。



### 自社の強みはどう把握するか

中小企業庁の2017年版中小企業白書（※）から、新事業展開に成功した中小企業と成功していない中小企業（以下、成功企業、不成功企業）の自社の強みの把握方法をまとめると、表1のとおりです。

【表1】新事業展開の成否別 自社の強みの把握方法  
(%、複数回答)

	成功企業 (262)	不成功企業 (610)
社内での議論による自社の強みの洗い出し	66.8	62.6
他社との差別化に向けた分析	54.6	49.5
顧客・取引先へのヒアリング・アンケート調査等による評価の把握	36.3	38.9
販売データ、口コミ等に基づいた評価の把握	40.5	34.3
他の経営者、知人からの評価の把握	31.7	33.9
公的支援機関、金融機関、コンサルタント等外部相談者による評価の把握	14.5	17.5

中小企業庁「2017年版中小企業白書」より作成

成功企業、不成功企業のいずれも、社内での議論による自社の強みの洗い出しを行った割合が最も高く、次いで、他社との差別化に

向けた分析の割合が高くなっています。

それぞれの方法について大きな差はないものの、成功企業の方が外部の評価を調べる方法よりも、社内で考える方法を実施している割合が高いことがわかります。

### 自社の強みは何ですか？

次に同白書から、成功企業と不成功企業の回答割合の高かった自社の強み上位3つをみると、表2のとおりです。

【表2】新事業展開の成否別 自社の強み上位3つ  
(%、複数回答)

成功企業 (262)	
要望に応じた柔軟な製品・サービスの生産・提供	59.5
市場ニーズを反映した製品・サービスの開発力	38.6
高付加価値な製品・サービスの生産・提供	34.5
不成功企業 (610)	
要望に応じた柔軟な製品・サービスの生産・提供	65.4
高付加価値な製品・サービスの生産・提供	36.5
技術・研究開発力	30.2

中小企業庁「2017年版中小企業白書」より作成

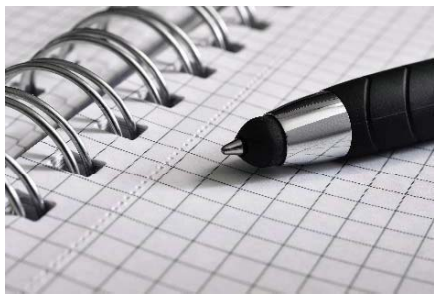
なお、成功企業と不成功企業の差が最も大きかったのは、市場ニーズの把握力（成功企業：27.7%、不成功企業：12.7%）でした。

少子高齢化に伴う国内市場の縮小や慢性的な人材不足など、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。新年度に向けて、これから新事業を検討するところもあるでしょうが、まずは自社の強みを把握して、それを活かせるような新事業を選定することが重要です。

(※) 中小企業庁「2017年版中小企業白書」

今回紹介したデータは、365ページ等掲載の「中小企業の成長に向けた事業戦略等に関する調査」によるものです。表中の ( ) 内の数字は回答数になります。白書の全データは、次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H29/h29/index.html>



# 労務情報

## 平成30年度の労災保険率は変更、雇用保険料率は据え置き



労働保険（労災保険および雇用保険）の保険料率は、定期的に見直しが行われることになっています。平成30年度の保険料率について正式に決定されましたので、それぞれについて確認しておきましょう。

### 平成30年度からの労災保険率

労災保険率は3年に1度、その保険率を見直す仕組みがあり、平成30年4月は見直しのタイミングとなります。

今回、下表のとおり変更となります。引上げとなる業種、据え置きの業種、引下げとなる業種が混在しています。

### 平成30年度の雇用保険料率

雇用保険料率は、毎年3月末の積立金と給付の状況に応じて見直しが行われます。30年度は弾力条項により、29年度のまま据え置かれました。具体的には、一般の事業で9/1,000、農林水産・清酒製造の事業で11/1,000、建設の事業で12/1,000となり、これを労使で負担することになります。

平成30年4月からの労災保険率

業種	保険率	業種	保険率	業種	保険率
林業	60	木材又は木製品製造業	14	船舶製造又は修理業	23
海面漁業	18	パルプ又は紙製造業	6.5	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	印刷又は製本業	3.5	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	化学工業	4.5	その他の製造業	6.5
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	ガラス又はセメント製造業	6	交通運輸事業	4
原油又は天然ガス鉱業	2.5	コンクリート製造業	13	貨物取扱事業	9
採石業	49	陶磁器製品製造業	18	港湾貨物取扱事業	9
その他の鉱業	26	その他の窯業又は土石製品製造業	26	港湾荷役業	13
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	金属精錬業	6.5	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
道路新設事業	11	非鉄金属精錬業	7	船舶所有者の事業	47
舗装工事業	9	金属材料品製造業	5.5	農業又は海面漁業以外の漁業	13
鉄道又は軌道新設事業	9	鋳物業	16	清掃、火葬又はと畜の事業	13
建築事業	9.5	金属製品製造業又は金属加工業	10	ビルメンテナンス業	5.5
既設建築物設備工事業	12	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	めつき業	7	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
その他の建設事業	15	機械器具製造業	5	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
食料品製造業	6	電気機械器具製造業	2.5	金融業、保険業又は不動産業	2.5
繊維工業又は繊維製品製造業	4	輸送用機械器具製造業	4	その他の各種事業	3

今回、雇用保険料率が据え置きになったことにより、給与計算をする上での料率変更は不要となりますが、30年度の労働保険の年度更新における概算保険料の計算では、新しい労災保険率を利用することになります。誤りのないように注意しましょう。



# Message From Staff

## ～ ぽかぽか陽気のお出かけ計画?! ～

今回は「暖かくなってきた近頃、行ってみたいな」と思うところを二つ書かせていただきました。

一つは、静岡県の大井川鉄道でSLやトーマスが走っているので行ってみたいなと思います。3歳の息子は乗り物好きで、特にトーマスが大好きです。乗車するのは人気のため予約しても高倍率での抽選とのことで難しそうですが。。。乗れなかったとしても、見る楽しみもあるのではないのでしょうか(^ ^;)



もう一つは、乗馬トレッキングができるところへ行ってみたいです。一度、兵庫県の三木市へ行ったことがありますが、その時私は乗馬体験できませんでした。富士山や阿蘇山、北海道等（なかなか行けませんが）できるところがたくさんあるそうです。自然の中で動物と触れ合って過ごしたいと思いますので、次回は挑戦したいです！

竹内 菜美

1つ目はイチゴ狩りに行きたいですねえ♪、(´▽`)/  
去年は友人と『行きたいねえー』と話した時点でシーズンが終わってしまっていたので断念しましたが、今年は既にLINEグループも作り作戦会議の準備は万端です！  
まだ、どこのイチゴ狩りに行くかも決まっていないので、オススメの場所があれば是非、教えてやって下さい♪\(\*´`\*)/



2つ目は桜の名所 造幣局の桜の通り抜けに行ってみたくです(\*´艸`)✿ 他では見ることができない品種もあるようなので、機会があれば1度は行ってみたいです！！

川端 優美

### 有給休暇取得のお知らせ

3/26（月）～3/29（木）の4日間、パートの竹内が休暇を取らせていただきます。  
該当期間中の竹内へのご用向き等は、所員一同で対応させていただきます。  
ご不便をお掛け致しますが、ご理解、ご了承の程、よろしくお願い申し上げます。

## 岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

